

台風19号により被災されたお客様に対する 電気料金等 の特別措置について

このたびの台風19号により、被災された皆様に心から謹んでお見舞い申し上げます。

当社では、台風19号により災害救助法が適用された都道府県および隣接する地域において、被災されたお客様からのお申し出を受けた場合には、電気料金その他について、下記の通り特別措置を実施します。

1. 適用対象

災害救助法適用地域、および隣接地域において被災されたお客様

<災害救助法の適用地域>

●中部電力(株)サービスエリア内

【長野県】

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

<隣接する地域>

【長野県】

駒ヶ根市、大町市、上伊那郡箕輪町、上伊那郡南箕輪村、下伊那郡大鹿村、木曾郡上松町、木曾郡木祖村、木曾郡王滝村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、上水内郡小川村

【静岡県】

静岡市、富士宮市（南巨摩郡身延町等に隣接する地域）

【岐阜県】

高山市、下呂市

2. 特別措置の内容

中部電力株式会社が適用する内容と同等と致します。

<中部電力株式会社>

http://www.chuden.co.jp/corporate/publicity/pub_release/press/3271967_21432.html

3. 特別措置のお申込み方法および本件に関するお問い合わせ先

本件に関する特別措置を希望されるお客様は下記〔お問い合わせ先〕までご連絡下さい。

〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部：03-5353-6858

受付時間：平日 9:00～18:00

(定休日：土曜・日曜・祝日)